**季節性インフルエンザ治療報告書について**

　季節性インフルエンザ（以下「インフルエンザ」という。）に感染した場合、これまでは「感染症治療証明書」をお渡しし、医療機関で証明を受けた後、学校へ提出いただいておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るとともに、医療機関の負担軽減、児童生徒の感染機会の軽減を図るため、当分の間、運用を変更いたします。

　つきましては、下記の報告書を保護者の方が御記入いただいた上、登校時に学校へ御提出ください。

【参考】インフルエンザ感染時の出席停止（学校を休む）期間について

　インフルエンザと診断された場合、学校保健安全法に基づき、「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで」の期間が出席停止となります。

※発症した日、解熱した日を０日目とし、それぞれ翌日からの日数を数えます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 例 | 発症日 | 発症後 １日目 | 発症後 ２日目 | 発症後 ３日目 | 発症後 ４日目 | 発症後 ５日目 | 発症後 ６日目 | 発症後 ７日目 | 発症後 ８日目 |
| １日目に 解熱した場合 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 １日目 | 解熱後 ２日目 |  |  | 登校 可能 |  |  |
| ２日目に 解熱した場合 | 発熱 | | 解熱 | 解熱後 １日目 | 解熱後 ２日目 |  | 登校 可能 |  |  |
| ３日目に 解熱した場合 | 発熱 | | | 解熱 | 解熱後 １日目 | 解熱後 ２日目 | 登校 可能 |  |  |
| ４日目に 解熱した場合 | 発熱 | | | | 解熱 | 解熱後 １日目 | 解熱後 ２日目 | 登校 可能 |  |
| ５日目に 解熱した場合 | 発熱 | | | | | 解熱 | 解熱後 １日目 | 解熱後 ２日目 | 登校 可能 |

※上記の期間を経過した場合であっても、のどの痛みや倦怠感などの体調不良が続く場合は、医療

機関で受診し、医師の指示に従い、体調を整えてから登校いただきますようお願いいたします。

インフルエンザ治療報告書

提出日　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　学校　　　年　　　組　　　番　　児童生徒氏名：

保護者氏名：

|  |  |
| --- | --- |
| 感染症名 | インフルエンザ（　　　型）　※型が分かっている場合に記入 |
| 発症日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 解熱日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過した日  （登校可能となる日） | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 医療機関名 |  |